

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 23 年 10 月 26 日をもって投資信託約款の一部を変更する予定ですので、投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

野村日本株マーケット・ニュートラル・ファンズ（野村 SMA 向け）

2. 約款変更の理由

当ファンドの設定・解約は、月 1 回の特定日を各お申込みの約定日としております。今般、設定・解約のお申込みを毎営業日に可能とする信託約款の変更手続を行なう予定です（約定日は、各お申込みの翌々営業日となります）。あわせて、従来月 1 回の特定日に行なっていた成功報酬の計算についても毎営業日計算するよう、信託約款の変更手続を行なう予定です。なお、成功報酬の率は変更しません。

当該変更により当ファンドの流動性の向上をはかり、もって受益者および投資家の利便性向上に資するものと考えております。

3. 約款変更の内容

下線部 _____ は変更部分を示します。

（変更後）	（変更前）
<p>（受益権の申込単位および価額） <u>第 12 条 販売会社は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1 口単位をもって取得申込に応じることができるものとしします。</u></p> <p>前項の場合の受益権の価額は、<u>取得申込日の翌々営業日の基準価額</u>とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円とします。</p> <p style="text-align: center;">～ < 略 ></p> <p>（信託報酬等の総額） 第 34 条 <u>委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎</u></p>	<p>（受益権の申込単位および価額） 第 12 条 販売会社は、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、<u>毎月 10 日（当該日が休業日の場合は翌営業日。）を最終申込期日として、当該最終申込期日の属する月の 1 日（当該日が休業日の場合は翌営業日。）から当該最終申込期日までに受益権の取得申込のあった分について、1 口単位をもって、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権の、当該最終申込期日の属する月の 25 日（当該日が休業日の場合は翌営業日。）を特定日とし当該特定日を取得申込受付日とする取得申込の取扱いをすることができます。</u></p> <p>前項の場合の受益権の価額は、<u>当該特定日（追加信託を行なう日の前日）の基準価額</u>とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円とします。</p> <p style="text-align: center;">～ < 同左 ></p> <p>（信託報酬等の総額） 第 34 条 次の第 1 号により計算した基本報酬額に、第 2 号により計算した成功報酬額を加</p>

日、次の第1号により計算した基本報酬額に、第2号により計算した成功報酬額を加算して得た額とします。なお、成功報酬額は、営業日において基本報酬額に加算するものとします。

1. 信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 40 の率を乗じて得た額

2. 営業日において、当該営業日の成功報酬額控除前基準価額（成功報酬額および当該成功報酬額に係る消費税等に相当する金額を控除する前（諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬（当該営業日の成功報酬額を除きます。）および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後であり、かつ、当該営業日が第31条に規定する計算期間の末日の場合は当該計算期間の末日の収益分配金額を控除する前とします。）の信託財産の純資産総額を、当該営業日における受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）の1万口当たりの額が、第3号に規定するハイ・ウォーターマークを超えている場合には、当該超過額に10%を乗じて得た額（円未満は切り捨てるものとします。）を1万で除した額に、当該営業日の受益権口数を乗じて得た額

3. 前号における「ハイ・ウォーターマーク」は、以下のとおりとします。

（ ）ある営業日のハイ・ウォーターマークは、当該ある営業日の前営業日のハイ・ウォーターマークに、別に定める短期金利を当該前営業日の翌日以降当該ある営業日までの期間に応じて日割りで乗じて得た額を加算して得た額（円未満は四捨五入するものとします。）とします。

（ ）上記（ ）にかかわらず、当該ある営業日において成功報酬額を計上した場合、当該ある営業日の翌営業日以降の成功報酬額の計算に用いる当該ある営業日のハイ・ウォーターマークは、当該ある営業日の成功報酬額控除前基準価額から当該ある営業日に計上した1万口当りの成功報酬額（当該成功報酬額に係る消費税等に相当する額を含みます。）を控除した額とします。

（ ）当該ある営業日が第31条に規定する計算期間の末日の場合は、当該ある営業日の翌営業日以降の成功報酬額の計算に用いる当該ある営業日のハイ・ウォーターマークは、上記（ ）（ ）において計算されるハイ・ウォーターマークから、当該計算期間の末日に決定した1万口当りの分配金を控除した額とします。

（ ）平成23年10月26日のハイ・ウォーターマークの計算に用いる平成23年10月25日のハイ・ウォーターマークは、上記（ ）

算して得た額とします。なお、成功報酬額は、第40条第1項に規定する特定日において基本報酬額に加算するものとします。

1. 信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 40 の率を乗じて得た額

2. 第40条第1項に規定する特定日において、当該特定日の前営業日の基準価額が、第3号に規定するハイ・ウォーターマークを超えている場合には、当該超過額に10%を乗じて得た額（円未満は切り捨てるものとします。）に当該特定日の前営業日の受益権口数を乗じて得た額

3. 前号における「ハイ・ウォーターマーク」は、以下のとおりとします。

（ ）ある特定日の前営業日のハイ・ウォーターマークは、当該ある特定日の前特定日の前営業日（当該ある特定日が初回の特定日の場合はこの信託の設定日前日とします。以下（ ）において同じ。）のハイ・ウォーターマーク（当該ある特定日が初回の特定日の場合は1万口当りの元本である1万円とします。以下（ ）において同じ。）に、別に定める短期金利を当該前特定日の前営業日の翌日以降当該ある特定日の前営業日までの期間に応じて日割りで乗じて得た額を加算して得た額（円未満は四捨五入するものとします。）とします。

（ ）上記（ ）にかかわらず、当該ある特定日において成功報酬額を計上した場合、当該ある特定日の翌特定日以降の成功報酬額の計算に用いる当該ある特定日の前営業日のハイ・ウォーターマークは、当該ある特定日の前営業日の基準価額から当該ある特定日に計上した1万口当りの成功報酬額（当該成功報酬額に係る消費税等に相当する額を含みます。）を控除した額とします。

（ ）当該ある特定日が第31条に規定する計算期間の末日の場合は、当該ある特定日の翌特定日以降の成功報酬額の計算に用いる当該ある特定日の前営業日のハイ・ウォーターマークは、上記（ ）（ ）において計算されるハイ・ウォーターマークから、当該計算期間の末日に決定した1万口当りの分配金を控除した額とします。

< 新設 >

()に準じて計算された額とします。

~ <略>

(償還金および一部解約金の支払い)

第37条 <略>

一部解約金(第40条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。ただし、海外の休日・解約に伴う当該外国投資信託の売却状況等によっては、上記の原則による支払い開始日が遅延する場合があります。

~ <略>

(信託の一部解約)

第40条 受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

<略>

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

<略>

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<削除>

~ <同左>

(償還金および一部解約金の支払い)

第37条 <同左>

一部解約金(第40条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第40条に規定する一部解約の請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から第40条第1項の受益者に支払います。ただし、海外の休日・解約に伴う当該外国投資信託の売却状況等によっては、上記の原則による支払い開始日が遅延する場合があります。

~ <同左>

(信託の一部解約)

第40条 受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって、平成17年10月以降の毎月10日(当該日が休業日の場合は翌営業日。)を最終申込期日として、当該最終申込期日の属する月の1日(当該日が休業日の場合は翌営業日。)から当該最終申込期日までに一部解約の申出のあった分に対して、当該最終申込期日の属する月の25日(当該日が休業日の場合は翌営業日)を特定日とし、当該特定日を一部解約の請求受付日とする一部解約の実行を請求することができます。

<同左>

前項の一部解約の価額は、当該特定日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

<同左>

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび一部解約の請求受付日を延期することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

第5項により一部解約の請求受付日が延期された場合には、受益者は、当該延期後の一部解約の請求受付日を特定日とし、その10営業日前までに、当該延期以前に行なった一部解約の実行の請求を撤回できるものとします。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合の当該受益権の一部解約の価額は、第3項の規定に準じ、当該延期後の一部解約の請求受付日の基準価額から当該基準価

< 略 >	額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 < 同左 >
-------	--

4. 変更の適用予定日

平成 23 年 10 月 26 日

5. 諸手続きについて

上記の約款変更についてご異議のある受益者は、平成 23 年 8 月 26 日から平成 23 年 9 月 26 日までに、委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者の当該投資信託約款に係る受益権の口数が、平成 23 年 8 月 26 日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、約款変更の届出を行ない、平成 23 年 10 月 26 日をもって上記の約款変更を適用することを予定しております。

約款変更することとなった場合、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、平成 23 年 10 月 25 日の解約価額とさせていただきます。）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、平成 23 年 9 月 30 日から平成 23 年 10 月 20 日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 23 年 8 月 26 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
野村アセットマネジメント株式会社